

展示会出展費助成

申請期間 令和8年10月1日(木)～令和8年10月30日(金)

オンライン最大 **20万円** 国内最大 **30万円** 海外最大 **60万円**

※複数の展示会をあわせて申請可能ですが、それぞれの展示会に対して、上記の上限額の助成をするものではありません。
詳しくは募集要項『12 その他(1)』をご確認ください。

対象者

中小企業基本法に規定する中小企業で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。また、個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。

※みなし大企業は除く。

- (1)品川区で引き続き1年以上事業を営んでいること。
- (2)法人事業税および法人都民税（個人の場合は個人事業税および住民税）を滞納していないこと。
- (3)直近の2カ年（令和6年度または令和7年度）において、本助成事業の対象となっていないこと。

対象展示会

- (1)令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開催される展示会であること。
- (2)申請者が過去に本助成金を受けていない展示会であること。
- (3)一般に広く公開されており、商品・サービス・情報などを展示、宣伝するためのイベントであること。（ただし、即売を目的とした催事、フリーマーケットや路上販売は含まない。）
- (4)オンライン展示会の場合は期間が概ね1ヶ月以内のものでオンライン商談システムがあること。

対象経費

令和9年3月31日までに支払が完了する次の経費

- ①出展スペース料 ②出展物の輸送費・保険料（海外展示会のみ） ③通訳人件費（海外展示会のみ）

助成金額

- (1)オンライン 最大20万円（助成率2/3）
- (2)国内 最大30万円（助成率2/3）
- (3)海外 最大60万円（助成率2/3）

申請方法

「品川区中小企業支援サイト」内の、品川区電子申請サービスよりお申込みください。
なお、オンライン申請の際には、事業者名・住所・助成対象経費等の必要事項を入力のほか、以下の書類をアップロードいただきます。

- (1)事業実施計画書（区指定様式） (2)経費内訳書（区指定様式） (3)誓約書（区指定様式）
- (4)経費算出の根拠となる書類 (5)展示会内容を記した出展案内等 (6)展示会申込書の写し
- (7)（法人）履歴事項全部証明書 ※3ヶ月以内に発行のものに限る
（個人）開業届
- (8)（法人）法人事業税納税証明書および法人都民税納税証明書
（個人）個人事業税納税証明書および住民税納税証明書（居住地用と事業所用）

実績報告

交付決定済みの展示会が終了しましたら、以下の書類により実績報告をしていただき、助成金額の確定を行います。（交付決定の段階で開催済みの場合は、交付決定後、速やかなご報告をお願いします。）

- ①実績報告書（別紙）および収支決算書 ※区指定様式
- ②出展状況が確認できる資料（写真、スクリーンショット等）
- ③経費支払が確認できる書類（原則請求書・領収書の2点）

注意事項

- (1)応募状況によっては、助成金額は申請額より減額される場合がございます。
- (2)本紙記載の内容は事業の概要のため、詳細はホームページに掲載の募集要項を必ずご確認ください。

【問い合わせ先・書類提出先】

品川区 地域産業振興課 中小企業支援担当（経営支援担当） TEL 03-5498-6340 FAX 03-5498-6338
〒141-0033 品川区西品川1-28-3 中小企業センター2階

募集要項や提出書類等のダウンロードはこちら（<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>）

中小企業支援サイト

